

新宿区多文化共生連絡会会則

平成22年6月17日 制定

(名称)

第1条 本会は、新宿区多文化共生連絡会（以下「連絡会」という。）と称する。

(目的)

第2条 連絡会は、しんじゅく多文化共生プラザ（以下「プラザ」という。）の利用者、利用団体、多文化共生に関して活動している団体、町会・商店会の関係者、外国人相談員、ボランティア、行政等が、相互に情報を共有し、地域課題の解決を図り、多文化共生のまちづくりを推進するために活動する。

(役割)

第3条 連絡会は、前条の目的を達成するため、以下の事項について討議・活動を行う。

- (1) 多文化共生施策の推進に関する事項
- (2) プラザの運営に関する事項
- (3) プラザや地域における行事を通じた多文化共生のまち新宿のPRに関する事項
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第4条 連絡会の会員は、第2条の目的に賛同する者とし、団体、個人を問わないものとする。

(連絡会への参加等)

第5条 連絡会に参加を希望する団体又は個人は、事務局に対し、口頭又は書面により申し出る。毎年度末に会員から別段の意思表示のない場合、翌年度も本会の趣旨に賛同し入会を継続するものとして扱う。

なお、退会等の意思表示は、連絡会に対して文書をもって届け出るものとする。

(役員)

第6条 連絡会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

2 役員は、互選により会員の中から選出する。

(役員の仕事)

第7条 会長は連絡会を代表し、諸般の会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、選出された日より1年とし、再任を妨げない。

(ファシリテーター)

第9条 連絡会の進行・調整を行うため、ファシリテーターを置くことができる。

2 ファシリテーターは会長が委嘱する。

(会議)

第10条 連絡会の会議は、全体会、分科会とする。

2 全体会は、次の事項を審議するものとする。

- (1) 連絡会の意思決定
- (2) 分科会の活動報告
- (3) 役員を選出
- (4) その他必要な事項

3 分科会は、会員で構成し、互選によりリーダーを決め、個別テーマについて話し合う。

4 全体会は、会員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決定する。ただし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の招集)

第11条 全体会は、会長が招集する。

2 分科会は、必要に応じてそれぞれのリーダーが招集する。

(活動年度)

第12条 協議会の活動年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(会則の改廃)

第13条 本会則の改廃は、全体会の決議を経なければならない。

(事務局)

第14条 連絡会の事務局をプラザ内に置く。

2 事務局は会長の指示に従い、連絡会の運営に必要な事務処理を行う。

(個人情報の取扱い)

第15条 連絡会が保有する会員名簿等の個人情報は、連絡会の事業活動以外の利用を禁止し、事務局は適切かつ責任を持って管理する。

(その他)

第16条 この会則に定めるもののほか、連絡会の運営に必要な事項は、別途定める。

附 則

この会則は、平成22年6月17日から施行する。

平成23年度 新宿区多文化共生連絡会 全体会

1	会長	大久保いぶき町会	太田 昭二
2	副会長	東京日本語ボランティアネットワーク	梶村 勝利
3	副会長	在日本韓国人連合会	李 承珉
4	ファシリテーター	明治大学国際日本学部教授	山脇 啓造
5		みんなのおうち	小林 普子
6		プラザ相談員（タイ語）	渡辺 ナタニー
7		NPO法人 在日外国人情報センター	斎藤 英樹
8		NPO法人 在日外国人情報センター	小池 昌
9		共住懇	山本 重幸
10		共住懇	江原 幸壱
11		新宿虹の会	
12		NPO法人 多文化共生センター東京	王 慧權
13		NPO法人 多言語広場セルラス	笹倉 一恵
14		NPO法人 ミッターファンデーション	YI YI MIN
15		新宿区女性海外研修者の会	浅見 美恵子
16		NPO法人 難民支援協会	
17		NPO法人 難民支援協会	
18		世界の子どもと手をつなぐ学生の会	鳥居 愛
19		日仏学院関係者	ギョーム・トロンケ
20		東京中国人センター・プラザ相談員（中国語）	山本 風彬
21		東京中国人センター・プラザ相談員（中国語）	唐 佳寧
22		東京中国人センター・プラザ相談員（中国語）	叔 焱
23		在日本大韓国民団 東京新宿支部	南 鎮珏
24		在日本韓国人連合会	李 孝烈
25		韓国人生活ネットワーク	金 根熙
26		大久保いぶき町会	植木 康次郎
27		新宿東二町会	川井 清
28		新大久保商店街振興組合	諏訪 信雄
29		(株)ブリックス	山村 哲平
30		外国人総合相談支援センター	山本 ゆみ
31		新宿区社会福祉協議会	滝上 裕嗣
32		新宿区社会福祉協議会	出店 富美
33		新宿区社会福祉協議会大久保ボランティア・地域活動サポートコーナー	風見 亜津子

34		ダイバーシティ研究所	前川 典子
35		スープの会	後藤 浩二
36		スープの会	新部 聖子
37		国際交流基金	丁 寧
38		西早稲田文化町会	海老原 恒二
39		諏訪町会	本多 誠
40		高田馬場町会	山本 誠二
41		ネパール新聞	マルラ・ティラク
42		コリアNGOセンター	金 朋央
43		立教大学大学院	
44		(財)新宿未来創造財団等担当課長	鯨井 庸司
45		(財)新宿未来創造財団 文化交流課長	青木 修治
46		(財)新宿未来創造財団 文化交流課長補佐	森田 康敬
47		(財)新宿未来創造財団	樋口 遼太
48		大久保特別出張所長	黒田 幸子
49		危機管理課事業係長	酒井 孝
50		新宿自治創造研究所	松田 昌宏
51		新宿自治創造研究所	伊藤 和歌子
52		文化観光国際課長	山田 秀之
53	事務局	多文化共生担当副参事	月橋 達夫
54	事務局	しんじゅく多文化共生プラザ所長	宮端 啓介
55	事務局	新宿区文化観光国際課係長	磯野 義裕
56	事務局	新宿区文化観光国際課主査	小滝 靖
57	事務局	新宿区文化観光国際課主事	青江 和
58	事務局	新宿区文化観光国際課	臼田 謙司
59	事務局	(財)新宿未来創造財団	高橋 直郁